四　電池の残量を確認できるものであること。
五　検知するガスの名称を明瞭に表示できるものであること。
六　検知するガスの濃度を測定し、その結果を明瞭に表示できるものであること。
七　暗い場所においても、検知するガスの名称及びその濃度についての表示を確認できるものであること。
八　起動時に正常に作動することを自動的に確認し、その旨を表示できるものであること。
九　警報機能を備えている場合には、測定されたガスの濃度が管海官庁が定める値以上である場合において、警報を発するものであること。
十　密閉区画の外からガスを検出する手段を有すること。
十一　次に掲げる事項が標示されていること。
イ　検知することができるガスの名称
ロ　使用方法
ハ　製造年月
ニ　製造番号
ホ　製造者名
十二　装置の取扱い、保守及び校正に関する説明書（船員が通常業務に従事する場合において使用する言語により作成されたものに限る。）を備え付けていること。

附　則

この告示は、平成二十八年七月一日から施行する。

○国土交通省告示第八百四十二号

船舶構造規則（平成十年運輸省令第十六号）第六十七条の規定に基づき、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日　国土交通大臣　石井　啓一

船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示及び船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示の一部を改正する告示

（船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示の一部改正）

第一条　船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成十年運輸省告示第三百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百四十五条」を「第百四十六条」に改める。

第百三十五条第二項中「「国際航海」の下に「（船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。）」を「船舶区画規程第二条第四項の船舶をいう」の下に「「第百四十六条第一項において同じ」を加える。

第百四十五条第一項の表以外の部分中「以下同じ。」を「以下この条において同じ。」に改め、同項の表中「船舶安全法施行規則第一条第一項の国際航海をいう。以下同じ。」を「船舶区画規程第二条第四項の船舶をいう」の下に「「第百四十六条第一項において同じ」を加える。

第百四十六条　タンカー（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）及びバルクキャリア（船舶安全法施行規則第十二条の二第一項第五号イに該当するものに限り、同号ロ又はハに該当するものを除く。）であって、乾舷用船の長さが一五〇メートル以上のもののうち、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域を航行区域とするものについては、第二章（第十節を除く。）の規定は適用しない。

2　前項の船舶は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第二章の一第二規則第二十八項の規定するバルクキャリア及びタンカーのための目標指向型新造船基準の機能要件（水密性及び風雨密性に関する要件を除く。）に適合するものでなければならない。

3　第一項の船舶には、前項の機能要件の適用に関する情報を詳細に記載した資料を備え置かなければならない。ただし、知的財産の適切な保護及び利用を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、管海官庁の指示するところによるものとする。

（船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示の一部改正）

第二条　船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示（平成十年運輸省告示第三百八十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五節　水密隔壁（第二十五条―第二十九条）」を「第五節　水密隔壁（第二十五条―第二十九条）　第三章　雑則（第三十条）」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第三章　雑則

（タンカー及びバルクキャリアの構造要件等）

第三十条　強度告示第百四十六条第一項に規定する船舶は、千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第二章の一第二規則第二十八項に規定するバルクキャリア及びタンカーのための目標指向型新造船基準の水密性及び風雨密性に関する機能要件に適合するものでなければならない。

2　前項の機能要件の適用に関する情報の取扱いについては、強度告示第百四十六条第三項の規定を準用する。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十九年七月一日前に建造に着手されたもの）であって平成三十二年七月一日前に船舶所有者に対し引き渡されたものについては、第一条の規定による改正後の船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示第百四十六条第一項から第三項までの規定並びに第二条の規定による改正後の船体の水密を保持するための構造の基準を定める告示第三十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3　前項の船舶であって、施行日以後に主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月24日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年5月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三光設備株式会社　山本　眞儀　東京都中央区銀座2―11―17　国土交通大臣許可（特―27）第4605号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年4月20日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年6月24日

関東地方整備局長　大西　亘

1　処分をした年月日　平成28年5月25日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ＪＦＥ電制株式会社　菱沼　至　東京都港区芝大門1―9―9　国土交通大臣許可（般・特―27）第4615号
3　処分の内容　建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに電気工事業、管工事業及び電気通信工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成28年4月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。